

事務ガイドライン改正案

改 正 後	現 行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1 - 5 認可・承認等にあたっての手続き等について</div> <p>1 - 5 - 1 株式の取得制限</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き又は法第 52 条の 8 第 2 項ただし書きの承認を行う場合で、その株式等の取得理由が施行規則第 17 条の 6 第 3 号又は同 34 条の 12 第 3 号に定める場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合）には、同法第 16 条の 3 第 3 項に定める承認の条件である当該株式等のうち基準株式数等を超える部分の株式等を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了(注)後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。</u></p> <p><u>(注)「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">1 - 5 認可・承認等にあたっての手続き等について</div> <p>1 - 5 - 1 株式の取得制限</p> <p>(1) 投資顧問会社が投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社を取得し又は所有する株式等に含まれるものではないことに留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p>